

# 大分市自治基本条例検討委員会 第9回執行機関・議会部会 議事録

日 時 平成22年8月4日(水) 11:00～12:00

場 所 大分市役所第2庁舎 6階 603会議室

出席者

## 【委員】

宇野 稔、高瀬 圭子、竹内 小代美、古岡 孝信、永松 弘基、安部 剛祐、  
神矢 壽久 の各委員(計7名)

## 【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、  
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、  
同主査 阿部 美剛(計7名)

## 【プロジェクトチーム】

総務部人事課主査 伊地知 央(計1名)

## 【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 島谷 幸恵(計2名)

## 【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 議事
  - (1) 条文案(調整案)の検討について
  - (2) その他

## < 第9回 執行機関・議会部会 >

事務局	それでは、定刻になりましたので、第9回執行機関・議会部会を開催させていただきます。前回の意見の流れを受けまして、また8月の終わりから9月の初旬辺りの日程で、次の全体会議を開催させていただく予定にしております。皆さんにお渡ししております調整案の内容を、事務局の方で法制担当者とも協議をしながら、再度調整させていただくという御指示を頂いたもの
-----	---

	<p>と理解しておりますけれども、調整に向けた現時点での部会の御意見などを頂いて、上手く調整案の中に活かしていくことができればと思っている所でございます。</p> <p>本日、委員の方から、本部会には限らないだろうと思っておりますけれども、ペーパー4枚程度に御意見をまとめて頂きましたので、みなさんのお手元にお配りしています。これにつきましては、事務局でも、まだ完全に消化しきれれていませんけれども、今後の事務局の調整に対する御意見として取扱いさせて頂きまして、もしこれに対して各委員さんの御意見を本日頂けるのであれば、それも含めて検討材料にさせて頂ければと思います。では部会長さん、進行よろしく申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。皆様方、改めまして、こんにちは。</p> <p>今日はなんとかかんとか時間のやりくりが出来まして、11時からということになりました。予定としては、12時までに終了できればと思います。それまでに1時間、密度の濃い議論ができればと思います。</p> <p>今、事務局から御案内がありましたように、8月末から9月初めにかけて、次回の全体会に向けての段取りがございまして、事務局から調整案のたたき台が出されるということが前回の全体会で決定されました。その手前で、どうしても私どもの部会で意見を述べる機会があった方が良いのではないかとこの事が今日の設定でございます。</p> <p>そういうことで話を進めて参りたいと思っておりますけれども、先ほど事務局より御紹介がありましたように、委員から具体的なペーパーを御提出頂いております。委員の皆様方も御意見をお持ち頂いているかなと思っておりますが、具体的にこのようにお持ち頂いているので、委員の方からペーパーの御説明を頂いて、それをきっかけとして議論していけたらと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、委員よろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。～読める～であれば、私も御迷惑かけなかったかなと反省しております。段々と会に出させて頂いて「自治」とか「基本条例」というものが、少し市民として分かったかなと、とてもみなさんには感謝しています。その中で、やはり私は用語がよく分かっていないなと思いましたが。ということは、市民一般の皆さんも分からないのではないかと思います。用例集を作ってくださいとおっしゃっていたので、それも一つの案だとは思いますが、理念部会を見ますと、市民についての定義が明快にして頂いている。それは先日頂いた定義の所なのですが、私の意見は、先日申し上げたように、地域活動団体も、出来れば民間団体とか市民活動団体とか、新しい公共の～～～ということ我希望しています。もちろんそれは、案があったということで、どうするかの最終決定は事務局並びに皆様の御意見であるけれども、それが一つあります。その他に、プリントの疑問点という所にありますように、第3章のタイトルが私たちの部会なのですが、「執行機関及び議会」となっているのですが、中身のことは、必ずしもそれに沿ってなくて、色々な要素が各条に載ってたくさん出ています。</p>

それから、市民としては、執行機関というものが、各種の行政委員会だという認識が持ちにくいという状況があります。私は、執行機関と聞くと、どうしても職員の皆さんが執行する司法・行政・立法の中の行政の部分を受け持つ人を執行機関と思う癖があります。その辺を少し定義の中で、いくつか項目を作って、明確にして、皆さんで共有できると、後から混乱しないのではないかと考えています。それで、第3章のタイトルは、本文は「市長等」となっていますが、全体の章のタイトルは「執行機関及び議会」となっています。第1章の定義で、もしして頂ければ、選挙で選ばれる市長以外の執行機関は市長が任命する。職員は採用試験で市長が選んで入庁するわけです。行政というものはそこにある3つを指すのだろうか。それから「市」という呼び方は、先日企画課の出してくれたボックスを二つに割って「市民」と「市」という分け方だと、どうも「市」というものは「市長」、「執行機関」、「職員」を指すようなのですが、それだと「市」と使わない方が良い所に「市」を使っているなというふうに思います。そういう定義をしていけば混乱が避けられるのではと思っています。そして、「市」に議会が含まれているというように図はなっているのですが、この文を読んでいるうちに、どうも市議会を含まない「市」が出てくるような気がしました。こちらが疑問点の2つ目です。

私どもの執行機関・議会部会の担当については、皆さんが御指摘下さったように、ここで定義しなくても、市民部会や他の所で定義して良いものもあったなと感じました。

第3章は執行機関及び議会となっていますが、市の基本的役割と書いてあるのですが、第7条は「市長」や、「市長等」と書いてありまして、議会のことはこの中に入っていないわけです。この「市」というものは、きっと市長と執行機関のリーダーを言うのかなと思ったのですが、それで良いのかなという事と、もし使うなら用語はどうしたら良いだろうかと思いました。

「市」は「市民」、「執行機関」、「職員」、「市議会」であるのに、第7条は「市長等」となっています。第7条は「市長等」と括弧を付けて、わざわざ「市長その他の執行機関」とここで定義をしているわけですが、定義するならば一緒にまとめたらどうかと思います。その次に、役割と責務の違いが明確でないと思います。市の基本的役割と、市長の基本的役割と、市長の責務と、執行機関の責務、職員の責務、というふうに出てきます。「役割」と「責務」の違いが分かりにくくて、例えば、市政運営部会や市民参加・まちづくり部会に入れたほうが良いかもしれない意見も入っていますが、「役割」は行政運営ということになるのですが、効率的、公正かつ透明性の高い行政運営となっている、こういう所は「責務」ではないのかと私は思います。行政運営をするのが役割で、そのやり方をこう読み上げる。基本構想及び基本計画というのは第1章で、作ると、市長が政策提案すると書いてありますので、ここで言う必要はないだろうと思ったのですが、総合的かつ計画的行政というのは、むしろ私は「責務」ではないかと考えています。それから、市の役割と市長の役割も交錯しているように思いました。第7条で、市長とは市民自治の推進及び市民福祉の向上を図るために、大分市民の～～ことを推進するリーダーシップをとるという事であろうというふうに思っています。

2番目に私が作ったのは、市長などの事務の管理、執行、行政全体の総合整理、その他の権限を適正に行使するという事。その次は、市長等補助機関である職員が健康で意欲的に職務を遂行し、相互に協力できるよう指揮監督を行うとともに、福利厚生・向上を図るように措置を講じるということが、心療内科としては入れて欲しいなと思っています。

市長については前に申しましたように、私は一番の統括的代表権というよりは、「自治」を作っていくために積極的にリーダーシップをとって「市」を改革していくという時代に相応しくする為に、しかも市長が一方的に投げかけるのではなくて市民からも政策を入れていくという意味で、私案としては、市民の意思を把握、反映して政策立案を行うこと。こういう事は他の所も無いことはありませんが、ここで明確に出来るのではないかと、単に説明責任では弱いと私自身は感じています。

それから執行機関の責務が別の項にあるのですが、「市長等」あるいは「市長と執行機関」が一緒になって「市長等」ですよね。それで一緒になって「市長の責務」ですよね。その3つを少し整理して、どこに入れたら良いかをし直した方が良いのではないかと思います。重なる部分はあると思いますが、その辺を御検討頂ければと思います。執行機関は、市政の中で市民に見えにくいけれども、大切だから別の執行機関が作ってあるわけですよね。教育委員会とか、農業委員会だとか、選挙管理委員会だとか。その組織が私達市民に非常に見えにくいんです。しかもここが一番市民活動を入れるのが遅れているように思います。なので、ここについても少し光を当てた条例になっても良いのではないかと思います。それから、今日のメイン議題であります議会の基本的役割は、市議会議員の皆様がとても頑張ってください、とても素晴らしいものを作ってくださいしていますが、市議会の基本的役割をまず先に入れて、直接市民に負託された意味を受けとめて、二元代表選の一翼として、独自の立場でまちづくりに参加するという市議会の特徴というふうにやって頂くと良いかと思います。その中で項目を作って頂くならば、活動原則や、意思決定、監視機能や情報開示や市民参加などを軸にして、御自分達の条例と勘案して頂いてまとめてもらって、それをまた事務局がまとめて頂くと良いかと思います。一度の選挙に拘らず、様々な機会、広報を使った市民参加を行うことで、議会の代表権を強化して頂くということです。やはり市民から見ていて学校現場に私は立っているのですが、農業であれば農業、選挙管理委員会であれば選挙管理委員会と、そこで見えることがあると思うんです。私が見ている限りでは、自分が教育や福祉をやっておりますので、そこに行きますと、どうも先生方は子どもといえるよりも、パソコンという時間が長いという現象が起こっているようです。その為に、強化するのに一般市民に勉強を見てもらうという制度になっているのは、何か違うのではないかと意見を持っていますし、私の周辺の人もそのように思っています。しかし、そのことをどうこう言うのではなくて、そういう意見を持った時にどのようなルートで意見が述べられるかという、パブリックコメントだけではなく、違うものがあつたら良いのになあと。それは議会の皆さんが私達に聞いてくださることも重要で、ただ私達からお願いに行くだけではなくて、積極的に議会を飛び出して～～というのが市民社会の売り文句と県では言

<p>部会長</p>	<p>っておりますので、大分市もそのようにあると良いと思います。そういうものがこれに反映されたら良いなと思います。その他に、もちろん入っていますが、自由協議や政策立案、議員の役割等にこういうものが盛り込まれる程度の文を議会の所に入れられるかというのが私の案です。非常に分かりにくいですが、以上です。</p> <p>ありがとうございました。今日は、特に結論を見るという設定ではございませんので、フリートキングで色々とお意見を述べ頂きまして、その意見を事務局で把握して、調整案を作るときの参考にして頂くことになると思います。どなたからでもどうぞ。委員のおっしゃった所でも良いですし、全く別の所でも結構ですが。</p> <p>では、私の方から。定義の所が色々問題となっています。私は法律屋ですから、みなさんよりも法律の条文に接する機会が多いかと思うのですが、会社法というものがありまして、2006年の5月1日に施行された千条を越す大法律なんです。昔は商法という法律の中の会社編に入っていて、それを引っ張り出しました。有限会社法も廃止になりまして、商法特例法というものを引っ張り込みまして、独立、分家して会社法というものが出来ました。その会社法というものの一番の新しみがある所というと、第1条にざーっと定義が出てくるんです。これはこういう意味、これはこういう意味。それを全部定義して第2条から、はい、スタートとなります。条文を読むときの言葉が分からないときはいつも第1条に戻って、なるほど、こういうことか、となります。従来の法律の体裁からいくと無いような体裁をとっているのですが、利用する方としては非常に分かりやすいです。バシッと書いてくれるので、ああ、そういう意味なんだなといつも確認が取れます。なので、一つの方法として定義を最初に持ってくると読みやすいかなと思います。定義を定めないと、括弧の中に定義をしたりとか、定義がないと読む人によって言葉の意味合いが変わって来ることを心配しないといけないので、方法としてはそういうものがあっても良いかと思います。そうすると、言葉の中身は難しいとしても、基本的な姿勢としては、小学校のお子様達も読めるような基本条例というのが理想ですから、そうなる一つの区分としてそういうものもあるかなと思います。単なる一つの紹介に過ぎませんが、以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>今の事に少し関連して、先々週、子どもに関する条例で3都市視察に行つて参りました。今、部会長がおっしゃるとおり昔のは大雑把で、定義といったら子どもの定義しかなかったんです。ところが最近の中で、一番最後に来たものになると、子どもに関わる関係者の定義を全部定めています。でないと、「地域」というものは誰を指すかと言われた時に、誰でしょう？となったり、「学校は？」となった時に比較的分かりやすいのですが、「地域」とか「会社」となると、定義がはっきりしていないので、概ねその位だろうなという答えになり、「概ね」というものが結局上手く行かなくなる最大の要素を作り出すものになるのです。ちょうど、一番最初に行ったのが宝塚で、子どもの条例を作っていてその1週間、2週間前に大きな事件があったと。じゃあ、それが条例で解決出来るのかといわれたらそういうことでもない。</p>

	<p>そこに行くと、非常に悔やんでいたのが、親の躰であると言われると、なかなか周りが介入できないんだということでした。行ってもなかなか解決できない現状があると。では、条例を作って何か改善が出来ればということは皆さん言うのですが、なかなかそこまでは行かないようです。そういうことがあったので、この定義というものはある程度はっきりして、いわゆる「責務」と「権限」という部分を明確にすることで、もう少しみんなが関わりが出来るように、ほんの少しでも変わって行ければと言われておりました。以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。委員さんが今おっしゃったことで、法律をやっている人間から言うと「責務」と「権限」という言葉がずっと頭に入りますが、「役割」となるとそんな言葉があったかなという所があります。「役割」という言葉は非常に平口で分かりやすい言葉なんだけれども、それが「責務」となるとしなければならぬこと。</p>
委員	<p>言葉をお借りしますが、社会学では「地位」と「役割」と言います。それはその「役割」の中に目に見えない文化や精神が入っている。それを条文にするための基礎としての「役割」を定義するのであると思っています。逆に「責務」は社会学には出てきませんので、それは法律のお得意の所かな。全部要るなあとは私は思っています。</p>
部会長	<p>どうぞ、御自由に発言頂ければと思います。</p>
委員	<p>「責務」というものが出てきたのはいつくらいですか。封建時代は「責務」と言わないのですか。副部会長何か分かりますか。</p>
副部会長	<p>私、日本のことは、よくわかりません。西洋史が専門で。</p>
委員	<p>「責務」がクローズアップされるようになったら「権利」を得られる～。</p>
副部会長	<p>西洋の場合ですと、古い時代の王権神授説みたいなものから、啓蒙思想の影響で君主が国家第一の僕というふうに大きく展開していく、その頃くらいからそうなっていっています。</p>
部会長	<p>どこからでも結構でございますが、何かございせんか。 今、大きな話の中で、やはり定義は、はっきりした方が良いという意見が出てきています。その辺、委員いかがですか。</p>
委員	<p>そうですね、この基本条例で使う言葉について、人によって解釈の違いが想定されるような広い言葉については、ある程度この条例ではこういう意味ですというような定義をした方が読みやすいと思います。誤解も避けられますし。 それと、他の件ですが、議会の基本的役割の所で御意見が出されています</p>

	<p>が、前々回、議会に関する条文について、こういうことにしたらどうだろうかということで、ある程度判断が返されていて、これについては議会としても活性化検討委員会とか、最終的には議会運営委員会に諮ってということになるのですが、皆様方からこのような御意見を頂くと多少後戻りするような感じがするのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>もともと、こういうふうなことで我々もしようという考えを持っています。</p>
委員	<p>もちろん、この項目が良いというわけではなくて、項目を立てて頂いて作って頂くから分かりやすいということですよ。</p>
委員	<p>当初は、議会基本条例によるという違う話があったんですけど、いくらなんでも、そこから先は条例を読んで下さいという話はいかがなものかという話も当然出てまいりまして、議会基本条例の前文に書かれてある所を集大成といいますか、取りまとめて簡単に言うと、多分このような項目だったと思うのですが、その部分だけは入れておかないと、あまりにも後は勝手に読んで下さいという話ではおかしいということなので、これは基本的に我々委員も理解しております。</p>
委員	<p>そうですか。では、こういう方向で再度、条文案としてまとめさせていただきます。</p>
委員	<p>議会の方でも今、整理して話し合いを進めております。</p>
委員	<p>議会基本条例によるという一語で片付けるというのは、私が言い出したことです。</p> <p>ただ、この条例を考慮する中で、何々しなければならぬ、それをしなければ罰則がつくような強行法なのか、みなさんでこういう方法で取り組みましょうという条例なのか、そこら辺の整理をしておかないといけないのではないのでしょうか。私は基本条例そのものに反対するわけではないのですけれども、これを作って、こういうふうにしなさい、こういうふうにしななければならない、こういうふうにしななければ違反ですよとか、そのような条例ではないと私は認識しているのですが、そうであるなら、あまり雁字搦めに行ってしまうと、返って条例ができてからの運用をする中で、逆に制約をしてしまうような気がしてなりません。</p> <p>ある程度、大雑把という言葉が悪いのですが、みんなでこういう方向に向かいましょうと、そういうような条例になれば良いのかなと、私はそういう気がします。こうしなければならぬと決め付けてしまうような条例になると、この自治基本条例は若干馴染まないと思います、いかがでしょうか。</p>
部会長	<p>今、委員さんより話がありましたように、私が関わった法律の世界からす</p>

	<p>ると、非常に個別具体的にカチッと制定している部分と、一般条項と言って「権利濫用はいけません」とか、「権利義務は誠実に行使しなければなりません」とか、「個人の尊厳は尊重しなければなりません」とか、今言った部分は誰もが否定する事が無い、しかし具体的にどうかといわれると、解釈の幅がものすごくあるわけです。その理念というか、理想を語るのもきちんと法律には、民法にも憲法にもありますし、今度はかなり具体的に、例えば女性であれば16歳未満、男性であれば18歳未満は婚姻は許さずとかいうような強行法もありますし、自治基本条例を一般条項を含めながらバリエーションを作っていくということは、十分ありうることだと思います。逆に言うと、ガチガチに固めることは、夢が無いしきつくなるので、その組み合わせをどういうふうにしていくかが大きな問題になると思います。</p> <p>やはり見て楽しい、こういう街に住みたいなあということが具体的な問題ですね。例えば、情報公開であるとか、個人情報の保護についてはかなり具体的な問題になってくると思います。おそらく、今後条文のたたき台や雛形が出てきた時の議論しやすいテーマになるのではないかと思います。</p>
委員	<p>色々不備な所もあるかもしれませんが、とりあえず1回一つの基本的な条例を作って、その後もう一度各条文ごとに議論をしていくと、かなり具体的に見えてくると思います。</p>
部会長	<p>私もそう思います。</p>
委員	<p>ちょっとさっきのガチガチと緩やかなという部分ですが、私はどちらでもかまいませんが、問題は、(条例で謳った内容について)評価が実際に行われているのかどうかという文面を入れる、或いは1年や2年ごとにお互いに評価の段階をして、また文面を変えていくとかいうことをしていかなければと思います。それと、やはりきちんと文面にしていかなければというものもあると思うし、言葉として責任を持つことは市民としてはきちりしてもらいたいし、最高法規であるという部分も守っていかなければと思います。いつも綺麗なまちづくりにしていこう、それに罰則をつけてというのは、タバコを捨てた場合の罰則などであり、委員の言うことで十分だと思いますが、評価の所が、曖昧に作ってはいるけれども、どの条文の評価に対しても、例えば学校を見ても、私達で作ったものと組合が作ったものと教育委員会が作ったものが、ごちゃごちゃになってしまっていて、それぞれに言い分がありほとんど進歩が無いという状況で今まで来ているので、色々な問題が、良い条文ができていながらも関わらず、実際の動きとしては不透明な部分があるので、その辺を加味されるような文面や評価の部分も必要だと思います。</p>
部会長	<p>今、委員さんがおっしゃったように、私は県や市の審議会にありがたく参加させて頂いて、20年くらい前には無かった数値目標というのがかなり出て来まして、5年で基本計画を立てる。そしてそこに計画スタートの段階で数値目標を立てていくんです。そして5年で区切って、さあ見直しという時に、数値目標が何パーセント実現されたか、非常にシビアな局面を迎えるわ</p>

	<p>けです。この5年間は、大変な緊張感を持って担当課はお仕事をなさっているんです。できなかった場合は、何故かという事が最後に問われてきます。ということは、施策としては素晴らしい方向性を得るのだと思います。そういうようなものが、行政全体でチェンジしていっていると思いますが、基本条例の中に取り込んで、作りっぱなしでいくのではなくて、どれだけ達成できたかの見直しをする工夫も大事な点ではないかと思います。今の所、この条例は、5年以内で見直すと言うことになっています。</p> <p>ただ、憲法に匹敵するようなもの故に、なかなか数値目標という具体的なものが、性質的に合わないかなという部分があります。かといって抽象的な事ばかり言って前進しなくても良いかというところではないので、そこら辺の落とし所がどこかにあると良いなと思いますけどね。</p>
委員	<p>作る側としては、そこらへんを気分的に持っておかないといけないわけです。5年の所が10年になるかもしれませんし、1年や3年のスパンで世の中を見直していく部分は、作った側の責任もあるだろうし。</p>
部会長	<p>例えば、委員さんがおっしゃっていることを具体化しようとするれば、基本条例の傘下に具体的な条例が並んでいますよね。そういったものの充実とか、どれだけあるかを総合評価するというと出てくるかなと思います。これそのものの評価は出来なくても、この大元にある物の中で動いていく条例がどれくらい充実出来たかということ。</p>
委員	<p>委員のおっしゃった事と思うのですが、そういうことを下部の条例に反映されているかを評価するというのを何らかの形で評価として、数値目標になるかは分からないけれども、入っている方が良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>それと、評価する以上は推進体制がどこかにないといけないと思います。誰かが推進していかないとその評価が出て来ないわけです。</p>
委員	<p>またその推進体制が推進機関なり何かで保障されていると良いですね。</p>
部会長	<p>5年経って、委員がまた集まって一年一年密着していくという。</p>
委員	<p>評価的な部分では今、条例案として出ていますが、15条の所で行政評価という形で、いろいろと事業に対する評価については、情報公開だけではなくて、結果をもっと見せなさいよという事があります。</p>
委員	<p>それは、おそらく執行機関の方の推進体制や評価だと思います。個別に関してはもう現実行っていますよね。</p>
委員	<p>そうですね。現実的には例えば、行政全般についてメニューを変えて議会でもチェックが入りますし、市長の任期中の評価というのは、次の市長選で問われることになってくるのでしょうけど。</p>

<p>部会長</p>	<p>事務局、これはポイントとして抑えてくれないでしょうか。「評価」、要するに、基本条例に魂が入っていくということの、何か推進的な機能を果たせる工夫を。</p>
<p>委員</p>	<p>できれば、基本原則とかの中にそういった言葉が欲しいです。</p>
<p>部会長</p>	<p>具体的に作業される中で、また拝見させて頂いて、我々は意見を出すということになりますので、あまり強く捉えないで、そういう意見が出たということによって抑えて頂けたらと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状の条例案の中には、5年を超えない範囲で見直しをしていくというふうに書いております。そうしますと、具体的にどういう形で見直しを行っていくかが、検討課題になろうかと思えます。例えば、4年経ったので条例見直し検討委員会を新規で作ってするのか、それとも常時そういうふうなものを何らかの形で作っておくのか。その前の段階で、行政サイドでそれに配慮すべく、どういうふうなチェックを行うのかということがございます。部会長が言われたのですが、当然基本条例ですから、個別の条例の制定、改正、それに基づく規則、さらには計画等の体系がどうなっているのかというふうな一つの視点が入ってくると思えます。一般的には各施策や、基本計画の中には個別の数値目標を持って取り組んでいるものが多いのですが、それらを総合的に見て、今制定しようとしている自治基本条例の効果がチェックできたらと思えます。ポイントは、基本条例にどの程度のそういう意味合いのものを盛り込んでいくのかということになりますので、今、附則の所に盛り込んでいますが、それでは足りないのではなからうかという御意見が、最終的に多数であれば、それを踏まえて、どこにどういう形でチェック体制をおくのかということを考えることが、必要になってくると思えます。現状の条文を見て頂きながら、最終的に、その辺の意見を条例案に盛り込んでいくのかは、今後の御意見をもとに、調整をさせて頂きたいと思えます。</p> <p>2, 3日前に見たのですが、北海道栗山町の議会基本条例、第1号とされていますが、条例を制定してから今日まで、3回見直しを行っている状況であります。常に、基本条例と言いながらも、条例は進化しているというような状況ですので、そういうものを参考にしながら、条例としてどういうふうな規定の仕方が一番良いのかを検討していかなければと思えます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。その他ポイントになるような御意見はありますか？</p>
<p>委員</p>	<p>今話が出たように、最初から完璧なものを作っていくのはなかなか難しいと思えます。例えば、先日の案の中で情報公開や外部監査がありまして、それが、別に定める条例によるとか載っていますが、この自治基本条例ができることによって、今まである他の条例との整合性が取れるのかということも、見ていかないとはいけません。ただ自治基本条例だけに目を通して作っ</p>

	<p>て行って、その他の細かい所は他の条例によるとすると、合わない部分も出てきます。なので、そういうものに目を向けながらする必要がありますので、あまり細々作ってしまうと、返って行政そのものが困る部分も出てきます。付帯する条例まで改正しなければという状況が出てくる可能性もあります。そういう意味では、私は強行法ではなくて、一つの方向性を示す条例にした方が良くと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>基本条例を作ったために身動きできなくなったということになると、意味が全く無くて、より市政が、市民参加が前進して良い結果が出るように作るわけですから、その所は重要ですね。これですべて終わってしまうわけではないのです。100%完璧なものは、最初からあきらめると言い方が悪いですが、悪い所は治していけば良いと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>法律も3年なり、5年なりで見直していかないと社会情勢も変わってくるわけですから、刑法の時効が無くなったように、その時代の背景に合った条例や法律でなければならぬと思います。見直しということは大事なことでしょうけれども、なので、この自治基本条例を作りましょうといった時期と、今とでは、細かく言うと社会背景も変わってきた部分もあるのではなかろうかと思えますし、ある程度幅を持った形の中で、3月を目標にするのなら3月目標にしてとりあえず作る方向でいったらどうかと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>それと関連して、今言ったとおりなのですが、こうして1年、1年半と話し合ってきたことは非常に大事な事で、きちんとした記録としてあるので、表に出す部分はある程度簡略化されたもので、その裏側として、市民から聞いたり聞かれたりした時にそういうことがある、とすれば良いのです。できるだけ簡素にわかりやすくやれる所はやっていく。せっかく今まで話した事が記録に残っているので、この部分はこの部分に入りますということがあれば、かなりまとめても良いのではと思います。</p> <p>そして、もう一つ。委員の一番して欲しい所は、大体入ってるのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>条文の定義は、私は必要な事だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>市と市民、市と執行部とか、その辺の分け合いというか、一番ポイントになる部分を簡略化した方が、話が分かりやすいのではないのでしょうか。</p>
<p>副部会長</p>	<p>要望の件なのですが、私も非常に分かりにくくて、自分なりに整理してみたのですが、この部会で扱う第3章の所で、少なくともここは何とかして欲しいという所は「市」という言葉です。「市の基本的役割」と言いつつ、中身は市長等、執行機関という所に違和感がありますので、「市」という言葉はこういう意味であると、どこかに定義するか、あるいは「市長等、もしくは執行機関」という言葉に統一するか、どちらかだろうとは思いますが。</p> <p>市長の基本的役割の所で「本市の代表」とあります。「本市の代表」とい</p>

	<p>う言葉は所々に使われていますが、この条文の中で言う「市」というものは、だいたい市長、その他の執行機関という意味で使われていると思うのですが、「本市の代表」という時の「市」は、「市民の信託を受けた」となっていて明らかに違うので、例えば「本市」という言い方をする場合にはこういう意味合いであるとか、また別途言葉の使い方の定義が要するような気がしています。この部分が、直接我々の部会に関わる所で非常に気になった部分です。あと、理念部会や他の部会でも、こういった言葉の使い方をしている所がありますので、例えば理念部会の条文の中で、まちづくりに参加する主体として「市民」と「議会」は明らかですが、第3の存在が「執行機関」と書いてあったり、「行政」と書いてあったり、単に「市」と書いてあったり色々なので、いずれかにまとめて頂く必要があると思っています。我々の部会の言葉の使い方にあわせるのであれば「市長等」となるのでしょうか、その辺は理念部会に投げ返して御検討頂いて、定義を入れて頂く必要があるのかなと思いました。第5章では「市民」と「議会」と「市長等」になっています。そういう言葉使いが非常に気になる部分です。</p>
委員	用語の定義をきっちりすれば良いということですね。
副部長	はい。
部長	ありがとうございます。
事務局	<p>今のお話頂いた内容についてですが、例えば用語の定義であるとか、全体的な言葉の使い方を、今後の調整作業の中で、事務局が作業していく分野に直結していくのだろうと思っていますが、ある意味、今お示ししている資料1の調整案については、敢えてそういった調整をせずに、まずは各部会の案の寄せ集めを一度目に入れて頂くかという観点もありまして、結果的にこのような形になっている部分もあります。今表現で不十分な所も、御指摘のとおりでありますので、その点の調整は意見として取り入れながら、そのまま使わせてもらう所もありますし、こちらの違った形で表現させて頂くこともあります。いずれにしても今、正におっしゃって頂いた意見を作業の中で検討させて頂きたいと思えます。</p>
部長	<p>ありがとうございます。皆様方も今までにご案内のことかと思えますけれど、事務局は非常に抑制的というか、抑えていると思えます。本当に部会の会議の内容を大事にしてくれています。司会者として、全体会議において今度は、事務局に統一的な用語を使って事務局なりの調整案を作ってもらいたいというのが、時期的にも司会者の気持ちとしては、お願いしたいことであつたわけです。ですから、今日御指摘して頂いた部分は、事務局は十分に分かっていて、気が付いていると思えます。そこを統一する段階がくれば、させて頂きたいということであつて、今日の会議を経て、この部会では是非よろしくということになったのではないかと思います。そのようなまとめ方によるのでしょうか。</p>

委員全員	はい。
委員	それと、一つ最後に。条例の位置付けは、恐らくどこにも入っていなかったから一番最後にあるのだらうと思いますが、最高規範性を一番最後にもってくるのは非常に不可解で、理由が良くわからない部分があるので、前文に入っている所でカバーするのか、もしくは総則の所に入れ込むのかという部分で、考えた方が良いのかなと思います。
事務局	今、ご指摘頂いた部分については、前文の中に最高規範を有するという形で謳われております。最高規範性というものを条文の中で末尾の方に入れておりますけれども、これにつきましても、こういう形での表記というか、条文の構成が良いのか、それとも、言われたように、条文の冒頭に持ってくるのが良いのか、貴重な御意見だと思いますので、私達も漏れがあるといけないという事に入れさせて頂いているという状況ですので、そこら辺の議論が一つのポイントとなるとと思いますので、またたたき台を作りまして御意見頂けたらと思っています。
部会長	委員が先ほどおっしゃった、議論の経過が歴史的に残るようなものという場面がありましたけれども、正にこの資料と今度の新しい資料で差が示されます。それとの比較をして頂くと分かるかなという感じがいたします。今日は皆様方からの貴重な意見を賜りまして、事務局もお忙しい中たくさん的人数で参加して頂きまして、本日聞いて頂きました。まだ時期設定が決まっておりますけれども、いずれにしても、8月の下旬から9月の始めまで、我々は満を持して待たせて頂くということにしたいと思います。今日はお忙しい中議員の皆様やりくりを付けて頂きありがとうございました。またよろしく申し上げます。